

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

その香り 困っている人がいるかも？『香害』に注意！

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。



👉 化学物質過敏症をご存じですか？

私たちの身の回りで使われている、家庭用品や化粧品などに含まれるさまざまな種類の化学物質に反応し、目のかすみや頭痛・吐き気など多岐にわたる症状が現れる病気です。その病態や発生機序については未解明な部分が多く、誰にでも発症するリスクがあります。

◎ご理解・ご協力をお願いいたします。

化学物質過敏症についてご理解いただくとともに、地域や職場、学校内の化学物質をできるだけ減らすよう、ご協力をお願いいたします。

～以上、5省庁啓発ポスター、茨城県HP、化学物質過敏症支援センターHPより引用・抜粋～

見守り 新鮮情報

布団の処分や点検を口実にした強引な訪問販売に注意！

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく羽毛布団などを勝手に出し「このままではダメになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には高額過ぎて支払えない。(80歳代)



【ひとこと助言】

布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン188)

～以上、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

